

三笠市介護予防・日常生活支援総合事業  
に関する  
Q & A  
(平成 29 年 2 月)

## 目次

### 1. 介護予防ケアマネジメント

- Q1. 現行利用者が総合事業移行時に、身体介護を要しない場合はサービス A へ移行しなければならないのか。
- Q2. 現在要支援 2 の認定を受け、通所介護のみを利用し、今後も同様のサービスが必要と評価している。認定期間終了時には、要支援認定更新を行わずチェックリストでの事業対象者となるのか。
- Q3. どの事業所がサービス A を行うのか。
- Q4. 現行利用者の総合事業への移行は、いつから行うか。

## 1. 介護予防ケアマネジメント

Q1. 現行利用者が総合事業移行時に、身体介護を要しない場合はサービス A へ移行しなければならないのか。

A1.

今回の総合事業移行に伴うサービス A の創設については、新しいサービスができたことで利用者に多様なサービスの提供や選択の幅を広げる意図がある。

地域包括支援センター（居宅介護支援事業所に一部委託は可能）で行う介護予防ケアマネジメントにおいて、利用者の状態や要支援認定結果・基本チェックリスト結果、本人や家族の希望等を踏まえ、アセスメントの結果導き出された課題に対し、できるだけ利用者の自立に結びつく支援が行われるようなサービス提供を目指していくこととしている。

現行利用者は現在の要支援認定期間終了時に総合事業へ移行するが、ケアプランを見直し、目標の達成に必要なサービス（サービス A 移行も含め）を検討する。利用者及び家族に対しサービスの内容（事業所のサービス A の有無含め）・利用料等を十分に説明した上で、意向を踏まえ決めるため、現行相当サービスを継続することもあり得ると考えられる。

（補足）

ケアプラン原案を検討していく流れは、今までと同様であるが、総合事業の開始により市独自の新規サービスを創設した。身体介護を要さず、かつ、現在利用している事業者がサービス A を実施しない場合、以下の内容も踏まえて説明いただきたい。

	メリット	デメリット
①現行相当のまま継続	・事業所を変えなくてもよい（今までの関係性が継続できる）	・必要のないサービス分の利用者負担額を支払わなくてはならない
②サービス A に移行	・身体状態に見合ったサービスを受けられる ・利用者負担額が下がる（1 回単価）	・サービス A を実施している事業所に変える必要がある

課題解決と自立への目標であること、各サービス内容を十分に説明し、希望を踏まえ、ケアマネジメントし、判断願う。

料金や内容は、三笠市介護予防・日常生活支援総合事業説明会（平成 28 年 12 月）の資料で提示しているとおり。

また、総合事業について、広報みかさ 3 月号等へ掲載、パンフレットの作成を予定しているため、利用者へ説明する際に参考いただきたい。

Q2. 現在要支援 2 の認定を受け、週 2 回の通所介護のみを利用し、今後も同様のサービスが必要と評価している。認定期間終了時には、要支援認定更新を行わずチェックリストでの事業対象者となるのか。

A2.

事業対象者の支給限度額は、原則、要支援 1 と同様としています。また、通所型サービスにおいて事業対象者は週 1 回の利用を原則としているため、介護予防ケアマネジメントにて同様のサービスが必要

と評価するのであれば、要支援認定を申請することになる。

Q3. どこの事業所がサービス A を行うのか。

A3.

総合事業サービス A の指定事業者名、利用定員等に関しては、指定次第、提示する。なお、現在のところ、指定する事業者は市内事業者のみの予定。

Q4. 現行利用者の総合事業への移行は、いつから行うか。

A4.

原則、平成 29 年度中に順次、認定更新時に移行する。(平成 29 年 3 月 31 日切れ、4 月 1 日からの方)

現在、要支援 1・2 の認定を受けており、介護予防訪問（通所）介護の利用者は、平成 29 年度の更新時、現在の予防給付から介護予防・日常生活支援サービス事業である訪問（通所）型サービス（現行相当サービスである訪問（通所）介護相当事業、または総合事業訪問（通所）型サービス A）に移行する。

（総合事業の枠組みについて 事業所説明会資料（H28.12 月） スライド 3,4 頁）

（事業所説明会資料（H28.12 月） スライド 34 頁）

（補足）

訪問型サービスと通所型サービスのみを利用している利用者は平成 29 年度中に介護予防ケアマネジメントへ移行することに留意願いたい。

以下、ケアプランの分類について

種類	要支援者 (予防給付のみ)	要支援者 (予防給付+総合事業)	要支援者 (総合事業のみ)	事業対象者
介護予防ケアマネジメント (新制度：総合事業)	×	×	○	○
介護予防支援 (予防給付)	○	○	×	×

（介護予防ケアマネジメントについて 事業所説明会資料（H28.12 月） スライド 52 頁）